

IBM従業員代表選挙 組合推薦候補に投票を

日本IBM 組合推薦候補	
本社第2ブロック	石原 隆行
本社第3ブロック	三浦 裕之
本社第4ブロック	吉野 浩介
府中/三鷹駅前/ 大宮西/水戸	佐久間 康晴

11月1日、日本IBMで従業員代表選挙が公示されました。従業員代表は「時間外および休日労働に関する協定書」いわゆる36協定、「裁量勤務制度に関する協定書」などの諸協定の締結、ならびに改訂される就業規則の締結を担います。任期は今年12月1日から来年11月30日までの1年間です。

労働基準法は、こうした労使協定等の労働者側の締結当事者を、労働者の過半数で組織する労働組合、それがない場合は労働者の過半数を代表す

る者と定めています。この法的要件のため、日本IBMグループには私たちJMIITU日本アイビィエム支部（以下、組合）という立派な労働組合がありながら、従業員代表を選出しているのです。

現状では従業員代表選挙に組合から立候補せざるを得ません。

会社のYESマンが従業員代表になることの恐ろしさ

会社のYESマンの従業員代表は、労働条件の不利益変更が含まれていても会社からの制度変更提案に同意してしまいます。会社はこれまで、会社のYESマンの従業員代表の同意を得て、組合との事前協議も十分に行わずに諸制度の改悪を強行してきました。

実際に行われた制度改悪の象徴が、賃下げを可能にする格付規程の改悪です。その結果が、会社がパワハラ4点セットを使って行ってきた人員削減と人件費削減なのです。皆さん、立候補趣意書

会社のYESマンが従業員
代表になることの恐ろしさ

す。会社はこれまで、会社のYEMSマンの従業員代表の同意を得て、組合との事前協議も十分に行わずに諸制度の改悪を強行してきました。

実際に行われた制度改悪の象徴が、賃下げを可能にする格付規程の改悪です。その結果が、会社がパワハラ4点セットを使って行ってきた人員削減と人件費削減なのです皆さん、立候補趣意書

趣意書

従業員代表は「会社の意向をうけた者」であってはいりません
(厚生労働省労働基準局長 2018年基発0907第1号)

会社はこれまで、会社の意向をうけた従業員代表を選出して就業規則や福利厚生制度の改悪に同意させ、労働条件を引き下げてきました。組合推薦候補であれば、従来の従業員代表のように労働条件の改悪を進めることはいたしません。

●意見聴取に際し、労働条件の向上を意見します

労使協定の締結や就業規則等の改定に際し、従業員の利益になるかどうかを十分に吟味し、必ず従業員の利益になり労働条件を向上させるよう会社に意見することをお約束します。また、重要と思われる案件があった場合は必ず従業員の皆さんとのコミュニケーションを取った上で会社に意見します。

組合推薦候補に投票を

組合推薦候補は、右趣意書のとおり、労使協定の締結や就業規則等の改訂に際して、労働条件を向上させるよう会社に着見し、協議することをお約束します。

従業員の方々に、
重要な組合推薦候補の当選です。ぜひ、組合推薦候補者への投票をお願いいたします。

11・3憲法大行動に4200人

日本国憲法公布から76年にあたる11月3日、「武力で平和はつくれない・つなごう憲法をいかに未来へ」をスローガンに掲げ、11・3憲法大行

00人が「憲法を守ろう・憲法をいかにそう」と書かれた自前のプラカードや横断幕、のぼり旗を掲げ国会議事堂を取り囲みました。

動が行われました。(主
催＝戦争させない・9条
壊すな！総がかり行動実
行委員会、9条改憲NO！
全国市民アクション)
各地から集まった42

戦争は最大の人権侵害

主催者あいさつでは、総がかり行動実行委員会共同代表の藤本泰成さんが「政府は防衛費を5兆

国会議員からも訴え

政党からは、立憲民主
党の水岡俊一参院議員会
長、日本共産党の田村智

島瑞穂党首、れいわ新選組の櫛渕万里副幹事長があいさつし、また「沖縄の風」の伊波洋一参院議員からのメッセージが紹介されました。憲法への思い、大切さをそれぞれの立場で訴えました。

安保文書改定に反対を

東海大学教授の永山茂樹さんが、年内に作り替えるといわれている安保文書について指摘しま

した。「過去に例のない大軍拡予算を正当化し、世界3番目の軍事費になることが、一切の戦力を持たないと規定した9条2項の下で許されるはずがない」さらに「敵基地攻撃能力の保有を正当化する言葉が入ってくるだろうが、侵略戦争を禁じた9条1項の下、敵基地攻撃は絶対に正当化できない」と述べ「安保文書の改定に反対することが、実質的な改憲を止めることができる具体的な姿だ」と呼びかけました。

憲法に守られている生活

落語家の古今亭菊千代さんが「9条以外にも素敵な条文がたくさんある。憲法には国民の権利がたくさん書いてある。12条には、憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない、と書いてある。私たちが普通に暮らしてこられたのは憲法に守られてきたからだ」と強調しました。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

A I 不当労働行為事件	11/29(火) 14:50	都庁第一庁舎南 1 階集合
定年後再雇用不当労働行為事件	11/29(火) 14:50	都庁第一庁舎南 1 階集合
定年後再雇用賃金差別裁判	12/22(木) 16:00	東京地裁 510 号法廷

第2次岸田改造内閣は、今年8月の発足からわずか3ヶ月で、2人の閣僚、経済再生担当大臣と法務大臣が相次いで辞任する異常事態に陥った。辞任理由はそれぞれ、繰り返された不正確な国会答弁、「死刑ハンコ」発言などの一連の舌禍事件だ。首相は、両ケースで当初は説明責任を果たすように指示し大臣職を続けさせたが、もっと早く更迭し結果責任を取らせるべきだった▼英語のアカウンタビリティーはよく説明責任と訳されるが、本来の意味は「すでに行われた決定や行為の結果に対する責任（結果責任）」、またそれを説明する責任である。組合は、2020年以降に会社の就業規則違反で減らされた1回分の賃上げを実施するよう要求しているが、会社は実施しない。会社は誠実にアカウンタビリティーを果たすべきだ。（S）



22秋闘ではJMITUの多くの支部で前進回答を引き出しました。その一部をご紹介します。10月22日時点の中央本部集約では、22秋闘の要求提出支部分会は100となり、37支部分会で前進回答を引き出しました。

千葉・五井モーター支部では、団体交渉の社内開催を認めたほか、社内施設を組合活動で利用することも「検討する」という前進回答がありました。

東京西部・超音波工業支部では、「育児支援の時差出勤を小学校就学前まで適用」、「社内設備、社屋修繕計画の提示」などの前進回答、カイジョー支部では、「トイレの老朽化対策」、アジアエレクトロニクス支部では「積立有給制度」での前向き回答がありました。

東京北部・東洋精機支部では、「国内宿泊日当300円増額」、「私傷病・育児・介護では積立

開催を認めたほか、社内施設を組合活動で利用することも「検討する」という前進回答がありました。

東京西部・超音波工業支部では、「育児支援の時差出勤を小学校就学前まで適用」、「社内設備、社屋修繕計画の提示」などの前進回答、カイジョー支部では、「トイレの老朽化対策」、アジアエレクトロニクス支部では「積立有給制度」での前向き回答がありました。

東京北部・東洋精機支部では、「国内宿泊日当300円増額」、「私傷病・育児・介護では積立

組 合 なん だ も も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	T S D L . I S E L	大岡 義久	03-3808-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	T L S . C E	佐久間 康晴	080-5915-7817
Kyndryl	幕張	D e l i v e r y	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	T L S	河本 公彦	080-5915-5204
IBM	大阪	コンサルティング	西尾 光平	080-6706-1660
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			



22秋闘 キンドリル秋闘2次要求の紹介 重点要求以外の要求より

【事前協議・同意協定の締結要求】 組合は、会社は以下の(1)～(5)の事項については組合と事前に協議し、同意を得たうえで実施するという「事前協議・同意協定」を締結することを要求しています。

【事前協議・同意協定の締結要求】 キンドリルジャパン株式会社(以下、会社という)とJMITU、同東京地方本部、同日本アイビーエム支部(以下、組合という)は、労使の信頼の確立と職場の活力が企業経営の安定・発展の土台であるという労使の共通認識のもとに、以下のとおり合意したので、協定する。

(1) 会社は、解雇・転籍、雇止め、希望退職の募集、出向・配転、職種の変更などについては、労働組合と事前に十分協議し、同意を得たうえで実行する。

(2) 会社は、賃金、労働時間・勤務形態など労働条件の変更、その他労働者の権利に係る一切の事項については、組合と事前に十分協議し、同意を得たうえで実行する。

(3) 会社は、事業所の移転・統廃合、分社化・合併・会社分割など企業組織の変更、子会社の設立・解散、海外進出、新業種への進出・転換、海外を含む生産の移転、企業間提携の締結、増減資、他社の買収、営業譲渡、会社解散、企業倒産に係る私的・法的手続の申立・実行、その他、重大な経営施策の変更・実行については、組合と事前に十分協議し、同意を得たうえで実行する。

労働組合と事前に十分協議し、労働組合と本人の同意のうえに実施する。

(2) 会社は、賃金、労働時間・勤務形態など労働条件の変更、その他労働者の権利に係る一切の事項については、組合と事前に十分協議し、同意を得たうえで実行する。

(3) 会社は、事業所の移転・統廃合、分社化・合併・会社分割など企業組織の変更、子会社の設立・解散、海外進出、新業種への進出・転換、海外を含む生産の移転、企業間提携の締結、増減資、他社の買収、営業譲渡、会社解散、企業倒産に係る私的・法的手続の申立・実行、その他、重大な経営施策の変更・実行については、組合と事前に十分協議し、同意を得たうえで実行する。

(4) 会社は、管理職を含む従業員教育の実施、職制制度の改廃、昇格については、事前に組合と十分協議し、同意を得たうえで実施する。組合が必要と認めた場合には、従業員教育への組合の傍聴を認める。

(5) 会社は、管理職を含む従業員教育の実施、職制制度の改廃、昇格については、事前に組合と十分協議し、同意を得たうえで実施する。組合が必要と認めた場合には、従業員教育への組合の傍聴を認める。

22秋闘 キンドリル秋闘2次要求の紹介 重点要求以外の要求より

ト・契約社員など有期雇用者、派遣労働者・出向者、請負・業務委託・下請・外注の導入・改廃については、組合と事前に協議し、同意を得たうえで実施する。

(5) 会社は、管理職を含む従業員教育の実施、職制制度の改廃、昇格については、事前に組合と十分協議し、同意を得たうえで実施する。組合が必要と認めた場合には、従業員教育への組合の傍聴を認める。

(5) 会社は、管理職を含む従業員教育の実施、職制制度の改廃、昇格については、事前に組合と十分協議し、同意を得たうえで実施する。組合が必要と認めた場合には、従業員教育への組合の傍聴を認める。



①横浜北事業所に、社員食堂・カフェテリアを設けること。

②定期健康診断の検査項目に、(1) 甲状腺エコー検査を無料オプションとして追加すること、(2) 血液検査に甲状腺ホルモン関連の項目を無料オプションとして追加すること。

③インフルエンザの無料予防接種を実施すること。

④1つの事業所が日本IBMとキンドリルジャパンのスペースに分割されたことにより、キンドリルジャパンの従業員がベナンディングマシン、給茶機などを利用できない状況が生じています。この状況を改善し、キンドリルジャパンの従業員がベナンディングマシン、給茶機などを利用できるようにすること。

⑤有料の健康診断オプション項目を家族検診も含め無料にすること。また、無料オプション検診については最初から検診メニューに組み込んだ形で提供すること。さらに、血液検査を従業員の年齢にかかわらず毎年無料で実施すること。

22秋闘

100支部分会で要求提出

37支部分会で前進回答を引き出す

22秋闘ではJMITUの多くの支部で前進回答を引き出しました。その一部をご紹介します。

10月22日時点の中央本部集約では、22秋闘の要求提出支部分会は100となり、37支部分会で前進回答を引き出しました。

千葉・五井モーター支部では、団体交渉の社内開催を認めたほか、社内施設を組合活動で利用することも「検討する」という前進回答がありました。

東京西部・超音波工業支部では、「育児支援の時差出勤を小学校就学前まで適用」、「社内設備、社屋修繕計画の提示」などの前進回答、カイジョー支部では、「トイレの老朽化対策」、アジアエレクトロニクス支部では「積立有給制度」での前向き回答がありました。

東京北部・東洋精機支部では、「国内宿泊日当300円増額」、「私傷病・育児・介護では積立

ト・契約社員など有期雇用者、派遣労働者・出向者、請負・業務委託・下請・外注の導入・改廃については、組合と事前に協議し、同意を得たうえで実施する。

(5) 会社は、管理職を含む従業員教育の実施、職制制度の改廃、昇格については、事前に組合と十分協議し、同意を得たうえで実施する。組合が必要と認めた場合には、従業員教育への組合の傍聴を認める。

(5) 会社は、管理職を含む従業員教育の実施、職制制度の改廃、昇格については、事前に組合と十分協議し、同意を得たうえで実施する。組合が必要と認めた場合には、従業員教育への組合の傍聴を認める。

組合なんでも相談窓口

会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	TSD.L ISEL	大岡 義久	03-3808-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	TLS. CE	佐久間 康晴	080-5915-7817
Kyndryl	幕張	Delivery	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	TLS	河本 公彦	080-5915-5204
IBM	大阪	コンサルティング	西尾 光平	080-6706-1660
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝	http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子	http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚	TEL 045-212-1503 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史	http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

★ 「かいな」の更新情報をメールで購読できます。「組合 かいな」で検索